



異次元の処遇改善のための建退共の抜本的改善について

労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会説明資料

2026年6月30日

昨年7月に公表した日建連の建設業の長期ビジョン2.0において、現状のまま、特段の施策を講じなければ、2035年度、技能労働者数は約129万人不足するとされている。

課題解決のためには、建設業界が一丸となって「生産性の向上」と「入職者の増加」を図る必要がある。

「入職者の増加」を図るためには、建設業が選ばれる産業へと変革するため、「異次元の処遇改善」、「人材育成の抜本的強化」及び「多様な人材活躍」を三本柱に、積極的に取組を進める必要がある。

「異次元の処遇改善」の取組の一つとして、建退共の抜本的改善を図る必要がある。

参考 日建連「建設業の長期ビジョン2.0」(2025年7月公表)

現状のまま、特段の施策を講じなければ、2035年度、技能労働者数は約129万人不足する。

2035年の見通し	建設投資額（名目値）	技能労働者数	必要技能労働者数	技能労働者不足見込み
	84.3 兆円	264 万人	393 万人	129 万人
建設市場および担い手の見通し		2025年度	2035年度	
建設投資額（名目値）		68.5兆円	84.3兆円	
技能労働者数（予測）		299万人	264万人	

生産性向上

入職者の増加

けんせつのチカラの強化

- ・ 生産性25%向上
- ・ 多様化する新たな社会的課題解決への貢献

選ばれる産業への変革

- ・ 異次元の処遇改善
- ・ 人材育成の抜本的強化
- ・ 多様な人材活躍

1. 退職金1,000万円を超える水準の確保

目標とすべき退職金の額は他産業と比較しても遜色のない魅力あるものになるよう、まずは、1,000万円を超える水準とすることが必要、その上で、他産業を上回る水準として、2,000万円を目指していくことが必要。

昨年7月に公表した日建連の建設業の長期ビジョン2.0において、建退共の抜本的改善が必要としており、現行の単一掛金制度を改め、CCUSを活用したレベル別の掛金にするとともに、その額を引き上げ、まずは退職金1,000万円を超える額が確保される仕組みとするとともに、さらに、他産業を上回る水準として2,000万円を目指すとしている。

参考1 他産業との比較(出典:建退共制度検討会議報告書)

・製造業	863万円
・サービス業	1,062万円
・卸売業、小売業	880万円
・全産業の退職金額	842万円
(いずれも高校卒、37年勤務した場合)	
・建退共	<u>388万円</u>
(掛金日額320円で37年掛金納付した場合)	

参考2 日建連「建設業の長期ビジョン2.0」(2025年7月公表)

異次元の処遇改善

建退共（建設業退職金共済制度）の抜本的改善

現行の単一掛金制度を改め、CCUSを活用したレベル別の掛金にするとともに、その額を引き上げ、**まずは退職金1,000万円を超える額**が確保される仕組みとなるよう、国や建退共に働きかける。その上で、他産業を上回る水準として、2,000万円を目指していく。

2. 現行の共済掛金の上限800円の引き上げ(法律改正・税制改正による対応)

人材確保・処遇改善、他産業との格差是正や見劣りしない労働環境整備の観点から、近年の賃金水準の上昇、中退共との比較、より短い勤務年数での退職金1,000万円を超える水準の達成等を踏まえて、現行の共済掛金の上限800円を引き上げることが必要であり、法律改正・税制改正により少なくとも1,000円以上とすることが必要。

退職金1,000万円を超える水準の達成のため、上限を引き上げ、共済掛金800円超のレベルを設定することにより、より短い勤務年数で1,000万円を超える水準とすることが可能。例えば、共済掛金1,000円で勤務年数35年となるが、標準モデルを前提とすると勤務年数41年が必要。

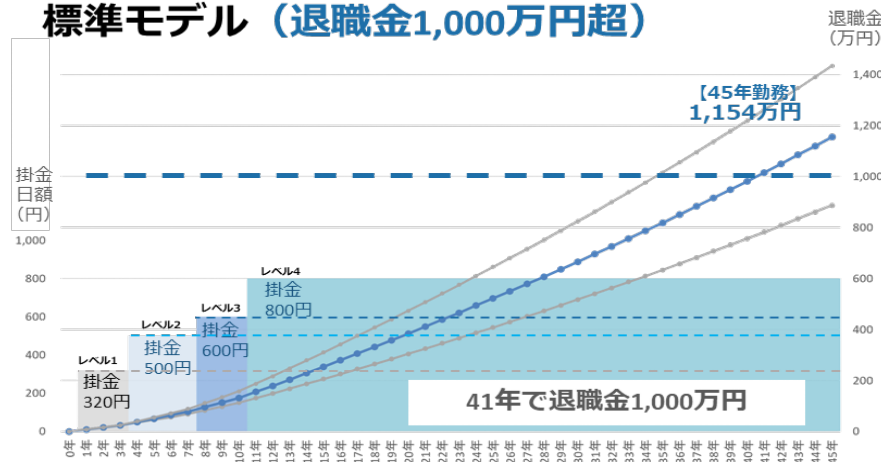
最近の建設労働者の処遇改善の動きや昨今の物価上昇等を踏まえると、法律で規定されている共済掛金の上限は、少なくとも政令に委任することで、社会経済情勢に応じて柔軟かつ迅速な見直すことができる制度とすることが必要。

なお、令和7年12月に改正建設業法が施行され、建退共掛金は「必要経費」として見積書に明記するとともに、発注者はその内容を考慮する努力義務が課された。公共工事については、入札金額の内訳の確認を義務化するとともに、必要経費が確保されない金額での契約締結を防止することとなった。

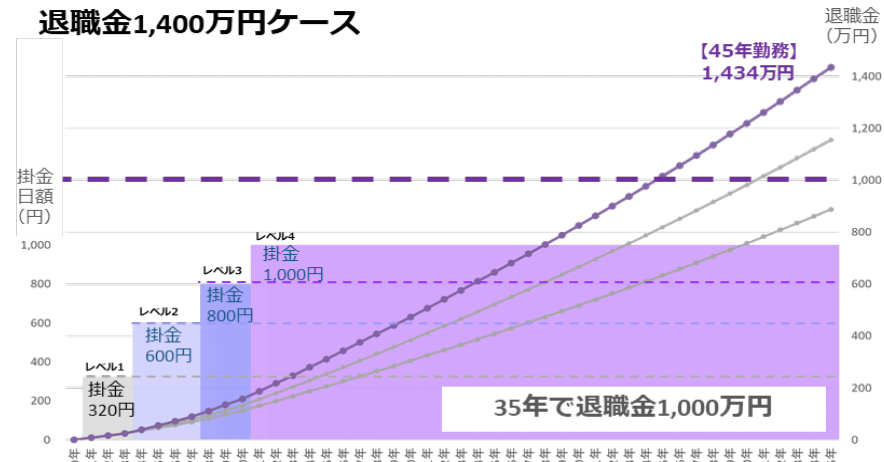
これらにより、建退共掛金は必要経費として発注者負担により確保される。

参考 退職金1,000万円までの勤務年数の比較(出典:建退共制度検討会議報告書)

標準モデル (退職金1,000万円超)



退職金1,400万円ケース



3. 複数掛金の設定方法について

掛金額の設定については、技能・経験に応じた上乗せ掛金を客観的かつ簡便に設定できるよう、CCUSのレベル区分に応じて段階的に金額を上乗せした掛金日額の標準的モデルの提示が必要。

上記に加えて、協力会社が自らの判断でさらに掛金を上乗せできる仕組みが必要。

4. 民間工事への普及拡大について

民間工事については建退共の普及が不十分であり、普及拡大が必要。

特に、民間工事では掛金が元請の負担となっている現状を改め、民間発注者に対する価格転嫁が必要。

5. 発注者への価格転嫁・働きかけ・要請について

原資の確保のためには発注者への価格転嫁の働きかけや要請が必要であり、複数掛金の設定について建退共の掛金充当分を発注額に盛り込むことが必要。

なお、前述の通り、令和7年12月に改正建設業法が施行され、建退共掛金は「必要経費」として見積書に明記するとともに、発注者はその内容を考慮する努力義務が課された。公共工事については、入札金額の内訳の確認を義務化するとともに、必要経費が確保されない金額での契約締結を防止することとなった。

これらにより、建退共掛金は必要経費として発注者負担により確保される。

6. 複数掛金制度の前提となる電子ポイントの普及促進について

2030年度末を目途に、遅くとも2035年度末までに全面的な電子化を目指すことが必要。

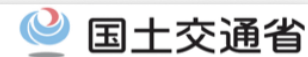
使いやすいシステムへの改修やCCUSとの連携・一体的運用などの環境整備が早急に必要。

CCUSと連携した建キャリアの普及拡大により被共済者自身が随時建退共情報を確認できることが必要。

公共工事における「建退共電子化モデル工事」の実施が必要。

国土交通省／改正建設業法「令和7年12月施行分」説明会(令和8年2月2日)資料に一部追記【黄色箇所】

参考:「著しく低い労務費等」「不当に低い請負代金」「著しく短い工期」による契約締結禁止①



中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告<R6改正>

注文者

◆受注者から交付された「材料費等記載見積書」の内容を考慮するよう努力義務<R6改正>

◆「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積り変更依頼を禁止<R6改正>

◆取引上の地位を不当利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止

◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約の締結を禁止

見積り提出

著しく低い
材料費等は禁止

見積り変更依頼

契約締結

原価割れ・著しく短い
工期が注文者・受注者
ともに禁止に

受注者

◆「材料費等記載見積書」を作成するよう努力義務

工事種別ごとの労務費・材料費、「工事従事者による適正な施工確保に不可欠な経費(省令で規定)」を記載した見積書
⇒省令改正で建退共掛金を規定

◆「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積りを禁止<R6改正>

◆正当な理由(省令で規定)がなく、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止<R6改正>

◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約の締結を禁止<R6改正>

<「著しく低い労務費等」による見積り提出・見積り変更依頼を行った場合・・・>

- ー 建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分
- ー 発注者に対しては国土交通大臣等から勧告・公表

<「原価に満たない金額」による契約を締結した場合・・・>

- ー 受注者である建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分／注文者である建設業者に対しては公取委から措置
- ー 公共発注者に対しては国土交通大臣等から勧告・公表

<「著しく短い工期」による契約を締結した場合・・・>

- ー 違反した建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分

3-1 国における取組①（建退共掛金の確保）

建退共

令和7年12月に改正建設業法が施行され、建退共掛金は労務費に含まれない「**必要経費**」として見積書に明記することとされるとともに、発注者はその内容を考慮する**努力義務**が課された。さらに、公共工事については、入札金額の**内訳の確認を義務化**するとともに、**必要経費が確保されない金額での契約締結を防止**。
これにより、**建退共掛金は必要経費として発注者負担により確保**されることとなった。

○建設業法（R7.12.12施行）

- **建退共掛金は「適正な施工を確保するために不可欠な経費」**（法第20条第1項、施行規則第13条の12）
- 発注者は、請負契約を締結するに際しては、その**見積書の内容を考慮するよう努めなければならない**（法第20条第4項）
- 注文者及び建設業者は、**「通常必要と認められる原価」を下回る請負契約を締結してはならない**（法第19条の3）

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（R7.12.12施行）

- 公共工事の入札及び契約においては、**適正な施工が通常見込まれない請負金額での契約締結が防止**されること等により、契約の適正化が図られなければならない。（第3条）
- 建設業者は、**公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（適正な施工を確保するために不可欠な経費等）を記載した書類**を提出しなければならない。（第12条）
- 各省庁等はその書類の内容の**確認その他の必要な措置を講じなければならない**。（第13条第1項）

1-4 電子ポイント方式の利用状況②（各種指標）

建退共

電子申請専用サイトの利用状況（令和8年3月末）

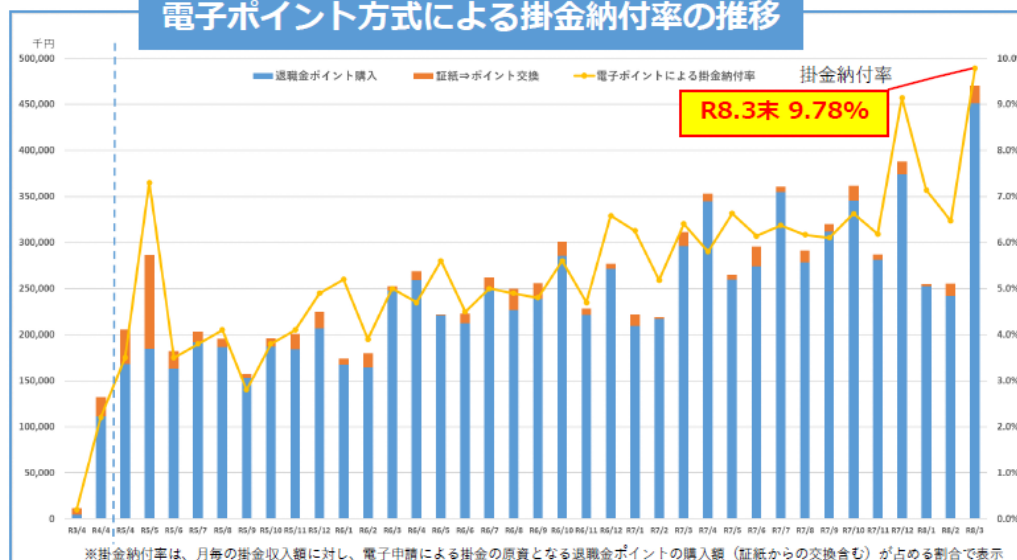
共済契約者数（A）	174,121所
電子申請専用サイト ログイン数（B）	49,486所
全共済契約者 におけるログイン率（B/A）	28.42%

オンライン申請

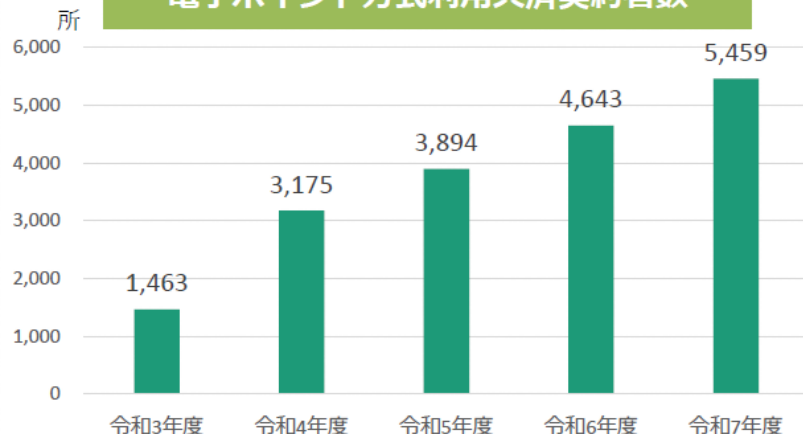
オンライン申請による共済手帳申込実績

令和5年度	3,456名（延べ2,304社）
令和6年度	5,228名（延べ3,628社）
令和7年度	6,224名（延べ4,283社）

電子ポイント方式による掛金納付率の推移



電子ポイント方式利用共済契約者数



中期目標期間における目標（令和5～9年度）

- ・電子申請専用サイトの利用者登録（ログイン）率50%以上
- ・電子ポイント方式による掛金納付率30%以上

令和8年度における目標

電子ポイント方式による掛金納付率17%以上

